

## 伊勢市人権尊重都市宣言

すべて国民は、日本国憲法のもと、基本的人権が保障され自由で平等な社会の実現を願っています。

しかしながら、現実の社会生活においては、今なお人権が侵害される事象が見受けられます。

今こそ、市民一人ひとりが人権尊重の精神に徹し、より豊かな人権感覚を身につけることが大切です。

よって私たちは、自らの人権意識を高め、すべての人々の人権が守られる心豊かで明るく住みよい地域社会を築くため、ここに「人権尊重都市」を宣言します。

平成18年7月11日 伊 勢 市



伊勢市人権施策推進協議会

事務局：伊勢市人権政策課 伊勢市岩渕1丁目7-29 0596-21-5545

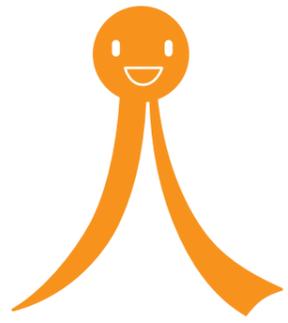
みんなの



## 女性の人権



伊勢市・伊勢市人権施策推進協議会



# 女性の人権



日本における主な人権課題の一つに「女性の人権」があります。

男女平等の理念は、「日本国憲法」に明記されており、さらに「男女共同参画社会基本法」などによって男女平等の原則が確立されています。また、1979（昭和54）年に国連で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女性差別撤廃条約）がされました。日本では1985（昭和60）年にこの条約を推進しています。

日本ではこの条約を批准するため、「男女雇用機会均等法」や「男女共同参画社会基本法」、「育児・介護休業法」などの法律ができました。しかし、今なお、男女の役割を固定的にとらえる人々の意識が社会に根強く残っており、家庭や職場においてさまざまな差別を生む要因となっています。

## ◆ 男女共同参画社会基本法 1999（平成11）年施行

男性と女性が互いに人権を尊重し、責任をわかちあいつつ個性と能力を發揮できる「男女共同参画社会」をつくっていくための基本となる考えが示されています。

### ○男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を大切にしましょう。男だから女だからといった差別をなくし、ひとりの人間として能力を發揮できるような社会にしていきましょう。

### ○社会における制度又は慣行についての配慮

社会の制度や、しきたりによって男女のどちらかが不利な立場になったり、行動に制限が生じていないか考えていきましょう。

### ○政策等の立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等なパートナーとして、組織の方針決定や計画立案に平等に参画できるようにしましょう。

### ○家庭生活における活動と他の活動の両立

家族である男女が、互いに協力し、社会の支援を受け、家族の一員としての役割を果たしながら、仕事や地域活動等ができるようにいしましょう。

### ○国際的協調

他の国々や国際機関とも協力しあい、その下で男女共同参画社会をつくっていきましょう。

人はだれでも人として尊重され、それぞれの生活の中で

**人間らしく生きる権利**を持っています。

これは男性であろうと、女性であろうとすべての人に与えられた権利です。

## 家庭で

家事・育児・介護・DV

男性は仕事、女性は家事や育児、介護をするといった、男女の固定的役割分担意識にとらわれていませんか？

また、家庭内の人権侵害としてドメスティック・バイオレンス（DV）が問題となっています。これらは、男女共同参画社会の実現を遅らせる要因となっています。

## 「DVの一例」

### 身体的なもの

- ・平手でうつ
- ・足でける
- ・髪をひっぱる
- ・刃物などの凶器をからだにつきつける など

### 精神的なもの

- ・大声でどなる
- ・実家や友人とのつきあいを制限する
- ・何を言っても無視する
- ・生活費を渡さない など

### 性的なもの

- ・見たくないのにポルノビデオやポルノ雑誌をみせる
- ・いやがっているのに性行為を強要する
- ・中絶を強要する
- ・避妊に協力しない など



## 職場で

雇用・セクハラ

雇用についての男女同一の権利

1986（昭和61）年に施行された男女雇用機会均等法は、労働者が性別にかかわらず、雇用の分野において均等な機会が得られ、個人の意欲や能力に応じて均等な待遇を受けられるようにし、また、企業の制度や方針において、労働者が性別を理由として差別を受けることをなくしていくことを目的としています。

## こんな事はセクハラです！

- ・頼まれないのに肩をマッサージするなど身体に触れる
- ・聞くにたえない性的なことを話す
- ・「女のくせに」「女だから」等の発言
- ・「男の子、女の子」「おじさん、おばさん」などと人格を認めないような呼び方
- ・酒の席でお酌を強要する
- ・しつこく食事やデートに誘う
- ・女性というだけの理由で職場のお茶くみをさせる など

